

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（清水嘉与子君外二名発議）（参第五号）要旨

本法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」としようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

一、資格に関する改正

1 保健婦の定義について女子に限定していることを改め、保健士に係る規定を削り、保健婦と保健士をあわせて「保健師」とする。

2 「助産婦」を「助産師」とする。

3 看護婦の定義について女子に限定していることを改め、看護師に係る規定を削り、看護婦と看護師をあわせて「看護師」とする。

4 准看護婦の定義について女子に限定していることを改め、准看護師に係る規定を削り、准看護婦と准看護師をあわせて「准看護師」とする。

二、関係法令中の用語等の改正

「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」又は「准看護婦」を含む法律の題名及び規定中の用語について、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」又は「准看護師」を含む題名及び用語に改正する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。